

第六回 国会 衆議院 通商産業委員會議録 第十一号

昭和二十四年十一月二十三日（水曜日）  
午前十一時九分開議

出席委員

委員長代理理事 神田 博君  
理事 小金 義昭君 理事 渡谷雄太郎君  
理事 村上 勇君 理事 有田 喜一君  
理事 川上 貫一君

阿左美廣治君 今村長太郎君  
岩川 與助君 門脇勝太郎君  
高木吉之助君 多武良哲三君  
中村 幸八君 福田 一君  
加藤 鐵造君 坂本 泰良君  
高橋清治郎君 田代 文久君  
關司 安正君

出席國務大臣 稻垣平太郎君  
出席府政委員 通商産業 宮崎 靖君  
政務次官 進藤武左門君  
資源庁長官 資源外 出席者  
専門員 谷崎 明君  
専門員 大石 主計君  
専門員 越田 清七君

十一月二十二日  
委員 福田篤泰君 辭任につき、その補  
欠として 龍野喜一郎君が議長の指名  
で委員に選任された。

十一月二十一日

産業設備営団法及び交易営団法を廃  
止する等の法律案（内閣提出第七号）  
（参議院送付）  
帝國石油株式會社法の一部を改正す  
る法律案（内閣提出第八号）（参議院  
送付）

帝國燃料興業株式會社法を廃止する  
法律案（内閣提出第九号）（参議院送  
付）  
帝國鐵業開發株式會社法の一部を改  
正する法律案（内閣提出等一〇号）  
（参議院送付）  
日本製鐵株式會社法の一部を改正す  
る法律案（内閣提出第一三三号）（参議  
院送付）

同月十九日

電氣事業再編成に関する請願外一件  
（赤松勇君紹介）（第九六五号）  
就上発電所復元に関する請願（高木  
吉之助君外三名紹介）（第九八二号）  
助産婦等に業務用必需品配給の請願  
（吉田省三君紹介）（第九九五号）  
ネオガスの増産及び普及に関す  
る請願（庄司一郎君紹介）（第一〇一  
七号）  
松尾鉱石山の鉍毒対策費國庫補助の  
請願（山本猛夫君紹介）（第一〇三一  
号）

自動車輸出促進に関する請願（春  
日正一君外一名紹介）（第一〇五二  
号）  
電源開發等に関する請願（石野久男  
君紹介）（第一〇六九号）  
自動車産業に対する月賦販売資金融  
通の請願（春日正一君外一名紹介）  
（第一〇七四号）  
同（田中織之進君外一名紹介）（第一  
〇七五号）  
同（三宅則義君紹介）（第一二二二一  
号）  
舞鶴市に競輪場設置に関する請願  
（大石ヨシエ君紹介）（第一〇八九号）  
廣畑製鉄所再開促進の請願（河本敏

夫君紹介）（第一一九八号）  
の審査を本委員会に付託された。

商工會議所法制化の陳情書（岡山県  
商工団体連合會會長伊原木伍郎）（第二  
三二一号）  
中小企業に関する陳情書（金澤市議  
會議長島島德次郎）（第二六一号）  
物資の割当に対する手数料の徴收に  
関する陳情書（東京都新宿区角管一  
丁目一番地日本ゴム工業會會長中村眞  
郷）（第二七九号）  
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件  
産業設備営団法及び交易営団法を廃  
止する等の法律案（内閣提出第七号）  
（参議院送付）  
帝國石油株式會社法の一部を改正す  
る法律案（内閣提出第八号）（参議院  
送付）  
帝國燃料興業株式會社法を廃止する  
法律案（内閣提出第九号）（参議院送  
付）  
帝國鐵業開發株式會社法の一部を改  
正する法律案（内閣提出第一〇号）  
（参議院送付）  
日本製鐵株式會社法の一部を改正す  
る法律案（内閣提出第一三三号）（参議  
院送付）  
日英通商協定の大綱に関する件

○神田委員長代理 これより通商産業  
委員會を開會いたします。  
前會に引続き私が委員長職務を行  
います。ただいまより一昨二十一日日本  
付託となりました内閣提出、参議院送

付の産業設備営団法及び交易営団法を  
廃止する等の法律案、帝國石油株式會  
社法の一部を改正する法律案、帝國燃  
料興業株式會社法を廃止する法律案、  
帝國鐵業開發株式會社法の一部を改正  
する法律案、日本製鐵株式會社法の一  
部を改正する法律案、以上五法律案を  
一括議題として、討論に付します。討  
論は通告の順序によつてお許しいたし  
ます。小金義昭君。

○小金委員 まずただいま一括して議  
題となりました五つの改正法律案につ  
いて検討いたしますと、そのうち  
産業設備営団法及び交易営団法を廃止  
する等の法律案は、四箇條からなつて  
おるのでございまして、すでにその機  
能を停止しておる営団の廃止の時期を  
明確にするということにとどまつてお  
ります。しかしながらこれもまたわが  
國の經濟界において、あるいは産業方  
面に關連いたしまして、営団方式を整  
理するといふ意味において相當な意味  
があります。これについては別段異  
存もございせんので、賛成の意を表  
するものであります。その他の案件に  
ついて見ますと、ごくわずかな一、二  
條の規定を改変または削除するといふ  
ような程度にすぎない、形式上はきわ  
めて簡単な、輕微な法律改正のように  
見えるのであります。しかしこれら  
はいずれもきわめて重大な要素を包含  
しておる重要な案件であると考えられ  
るのであります。これらの改正法律案  
はいわば非常に大きな氷山の頭がちよ  
つびり出ておるとも言うにすぎない

のでありまして、その実体は、あるい  
はその内容は実に大きなものを包含し  
ておるのであります。言葉をかえて申  
すならば、これらの改正法律案は方向  
指示器のようなものでありまして、そ  
のさし示しておるところの方向には、  
重大な示唆が含まれておるのでありま  
す。戦前、戦時の誤れる、あるいは行  
きすぎた産業あるいは經濟に関する諸  
般の政策が、戦後大転換をいたしました  
て、平和的な、国内的な自立態勢へ、  
さらに國際經濟への参加という方向に  
一歩を進める具體的な施策であり、ま  
た國家的な統制主義のからを破つて、  
自由、自主への飛躍の第一歩であると  
見られるのであります。かかる転換期  
に際しましては、また幾多の困難と摩  
擦が生ずるのであります。これらの諸  
般の情勢を考慮に入れまして、以下逐  
次案件ごとに論旨を進めて参りたいと  
思います。

まず帝國石油株式會社法の一部を改  
正する法律案について、私は民主自由  
黨を代表いたしまして賛成の意を表す  
るものであります。由来わが國は地下  
資源、特に近代の國家及び國民經濟の  
運営上絶対の必需品であるところの石  
油の資源に、十分恵まれておらないの  
でありまして、その大部分はこれを海  
外から輸入しておるありさまでありま  
すが、北陸、東北、北海道の各地域に  
はまだ、相當の埋藏量があるものと  
推定せられております。従つてさらに  
精密な地質調査を行い、その開發を誤  
らなければ、現在の採油の量は相當程

度なお増大することさえ十分可能であると考えられるのであります。帝國石油株式会社は、いわゆる特殊会社法に基く特殊会社でありまして、わが国の大部分の石油鉱区を所有いたして、その開採の任務遂行を直接担当いたして、最も重要な機関であります。帝國石油株式会社は政府の半額出資主義をとっておりますが、このたびは政府は従来の半額出資の原則に依りて、情勢にあること、次に財政収入の確保をはかる必要のあること、この二つを理由として法律の一部を改正して政府の出資義務を解除し、かつ政府所有の株式を処分することができるよう、本会社の資本金に關する規定を削除するものであります。なお本会社に対する政府の今後の施策は、石油鉱業全般の基礎の上に立つて考慮し、石油鉱業の特殊性に基く保護助長を講ずることとし、この帝國石油株式会社は、いづれこれを廃止するのであるということを、明確に表明しておるのであります。そも、わが国のような資源状況の国における石油鉱業の経営には、いろいろの困難が伴うものであります。一概にこれを無計画に野放しにするというようなことは、たとい基本法であるところの鉱業法の規制があるといはしても、あるいは濫掘の弊を生じ、あるいはまた未利用資源の開発を妨害する等の国民経済上のおもしろからぬ現象が生ずるおそれがありまして、ひいては日本再建のテンポを誤らしめることなきを保したいのであります。この帝國石油株式会社は、戦時体制の一環をなしたものでありますから、一切の準備を放棄して平和な自由主義日本を再建

せんとする産業政策の見地からすれば、当然廃止の運命をたどるべきものでありましよう。本改正法律案には賛成するものであります。上に述べました諸般の事情を総合いたしまして、次に條項を強く政府に要望いたすものであります。

第一 政府の所有株式を処分する際には、みだりに國庫に損害を與えないこと。

第二 証券市場を圧迫しないこと。

第三 日本の石油資源の事情と石油掘鑿事業の事態とを十分考慮に入れて、資金、技術、資材及び労働力等の獲得について必要な措置を講ずること。

第四 地下資源の調査及びその開発の基礎については、さらに一層科学的な施設を講ずること。

以上四点であります。

その次に帝國燃料興業株式会社法を廃止する法律案について、民主自由党を代表いたしまして賛成いたします。帝國燃料興業株式会社は、いわゆる特殊会社法による強力な監督と助成とを政府から受けることの半官半民の特殊会社であります。直接人工石油製造事業を営み、これと並行して人造石油製造事業に投資あるいは融資を行うものであつたのであります。豊富なとらざるわが国の液体燃料の増産を使命として来たものであります。戦争を経ましてポツダム宣言を受諾して、諸般の情勢はここに一転いたしまして、この特殊会社は解散することになりました。から、本法ははかるべくすみやかに廃止せられるのが当然のことでありま

た従業者の救なども莫大なものになるのであります。従つて製鉄事業の運営ないしはその成績のいかんは、わが國産業経済の全般に對して、重大な影響を持つものであることを、私は広く國民全部に認識せしめなければならぬものと考えるのであります。私は本案をつぶさに検討いたしました結果、次の強い要望事項をつかまして、本案に賛成するものであります。

要望事項

第一 現在証券市場が沈滞して、折柄、大量の政府持株の放出は、証券市場を圧迫して、さらに株面を引下げる結果となり、政府所有の持株の処分の目的を十分に達し得ないおそれがある。従つて持株の放出に際しては、市場の情勢を慎重に勘案した上、適当な時期と数量を選ぶこと。

第二 日本製鉄株式会社に対する監督権限には、何ら変更を加えるものではないから、今後においても日本製鉄株式会社に對しては國民經濟、資源關係等の見地から、適当な政府の指示監督をなすこと。

第三 日本の鉄鋼業はなお國家の保護育成を必要とする段階にあるが、その基礎産業たる役割の重要性にかんがみ、技術の向上、合理化の促進、自立態勢の確立等につき、政府及びわが鉄鋼業界が一段の努力をなすこと。

第四 海外の原料あるいは材料の確保については特段の措置を急速に講じて、その実現をはかられたいこと。

第五 鉄鋼補給金の削減ないし廃止に際しては、物価並びに關連産業

國民經濟上最もその重要性を減少するものではないのであります。そこで本会社法がねらつておつたような液体燃料製造事業は打切られたといはしても、石油資源の開発を促進するとか、また電源の開発をすみやかに行うとか、あるいはまたアルコールを燃料とする諸般の施策をすみやかに遺漏なくこの際特に考慮していただきたいのであります。

その次に帝國燃料興業株式会社法の一部を改正する法律案について、これまた民主自由党を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。

わが國の産業經濟は、特に日華事變以來國家權力による統制主義に著しく片寄つて来たのであります。敗戦後日本再建に際しましては、遂次國際經濟に參加し、従つて國家統制主義の理念を脱却して、産業經濟界の自主性をとりもどしつつある現段階におきましては、日本製鉄株式会社の二分割案も、また本法律改正案の実施も、當然の施策と言わなければならぬのであります。本改正法律案は、わが國に第五條の規定を削除するといふきわめて枝葉部分の改正のように見えるのであります。けれども、明治二十九年以来の歴史を有する北九州の官營の製鉄所の実質をこのたび真に實質的な民營に移行交換するものであるのみならず、基礎産業中の最も基礎的な製鉄事業に關する再編成ないしは大転換が實現せられる最も重要なキーポイントをなすものと言わなければならぬのであります。言わば前段に述べたように、氷山の一角が頭を出してゐるのにすぎないのであります。由來製鉄業という基礎産業は、企業自体が非常に大規模でありまして、大きな設備と資本を必要とするものであるのみならず、また実に龐大な關連産業を有するものであります。ま

○神田委員長代理 次は加藤鐵造君。  
○加藤(鐵)委員 私は日本社会党を代表して、ただいま採決せんとする五法案に対して、意見を申し述べたいと存じます。

2

まず第一に帝國燃料興業株式會社法を廢止する法律案並びに産業設備営団法及び交易営団法を廢止する等の法律

て清算を完了していただきたいということを、十分に警告を付して廃止には賛成するものであります。

それから日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案、帝國鋳業開発株式会社法の一部を改正する法律案、帝國石油株式会社法の一部を改正する法律案に対しては、一括いたしました意見を述べたいと思いますが、結論を申しますと、この三法案に対しては反対であります。

の負担が免れてりつぱにこの製鉄企業は独立してやつて行かれる、こういう考えは非常な誤算がありはしないかと思うのであります。

わが日本社会党といしましては、こうした日本の産業復興のために最も重要な地位を占めておりまする製鉄企業のごときは、この際全面的に国営に移して強力なところの政府の力、国の力をそこに注いで急速なる生産復興をはかるべきではないかと考えてお

やめてしまふというようなことは、やはり日本製鉄株式会社法の場合と同様に、将来のいわゆる鉱物資源の開発の上に、重大な支障を来すのではないかというふうに考へて、反対をいたすものでございます。

それから帝国石油株式会社法の一部を改正する法律案も、同様の趣旨でございますが、特に日本の石油資源の非常に貧弱であることは申すまでもないのであります、この石油資源の開発

まづ石油の問題に對しましては、政府は国内石油資源開発に一段と努力を拂われ、助成政策の強化をはかれたたきこと。なお石油鉦業に對する根本的國策を確立され、同時に外國よりの輸入に對しては、原油輸入に重点を置かれるとともに、わが國船舶の利用に對して格段の努力を拂われ、なおわが國の精油工業の整備改善に一段と努力を拂われないのであります。なお石油の配給に關しましては、一層これが適正

案に示した通り、これは申すまでもなく戦時体制遂行のために設けられた法案でありまして、すでに解散団体の指定を受け、その機能も停止しており、まする際でありますから、この法律の廃止には賛成をいたします。ただこの際強く政府に對しまして要望してお

その理由を簡単に申し上げますと、日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案は、従来の政府出資をやめて、そうして独立の一私企業の経営に移すというお考えであります。私は製鉄事業のようないわゆる日本の産業再建の、また日本ができるだけすみ

業を一私企業に移して、その生産の復興と将来の発展が期し得られるという政府の考えが、根本的に間違ひであることを指摘すると同時に、この法律に對しましては断固として反對せざるを得ないのであります。

ということば、最も力を注がなければならぬ問題でありますが、従来石油資源の開発につきましては、日本の資源の調査の中で、最も遅れておつたものであると思つております。従つて今後石油資源の調査を至急に十分に行ひまして、そうしてその開発をは

を期せられ、なかんづく船舶ごとに機帆燃料油の増配給について、一層の努力を拂われまして、この面より来るところの中小企業たる機帆船企業の萎靡沈滞なからしめるように、努力せられたのであります。

次に鉄鋼の問題につきましては、政

きたいことは、これらの法案の機能はすでに停止されておりますけれども、その持つておりました資産というものは、まだ完全に清算されておらないのであります。もしこれが赤字を生じますならば、国民の負担となるべきこれらの会社の整理につきましては、政府があらゆる努力を傾けて、その赤字を生じないように十分な監督のもとにこの整理を急速に完了しなければなら

やかに、いわゆる近代的な産業国家として、自立できるような態勢を整えて行きまする上においては、製鉄事業のようないわゆる基本資材を生産する企業は、最も力を注がなければならぬものであると思うのであります。従来日本の製鉄事業が長きにわたつて国の強力なる保護と指導をもつて維持して来たのでありますが、ことに戦争以来中心基礎産業として石炭とともに

それから帝國鉾炭開鑿株式會社法の  
一部を改正する法律案も、大体同様の  
趣旨で反對をいたすものであります  
が、終戦以來日本の基礎産業の中で、  
最も遅れておつたのは鉾物資源の開  
鑿であつたと思つてあります。従来  
の政府の鉾物資源開鑿に対する態度  
を見ても、いろいろやむを得ない  
事情があつたと申しながら、石炭  
のみ重点を置いて、いわゆる近代

かるということは、これまた非常に重要な問題であります。今この帝石会社を独立会社にするということは、地下資源の調査を十分にするという上から考えましても、まだできるだけ石油資源の開発をするという点から考えましても、非常な支障を来すものであると思うのであります。そういう点からこの法案に対しまして、反対をせざるを得ないのであります。

府は鉄鉱石及び粘結炭の輸入は、可及的東亞地域その他近まりよりの輸入に配意せられ、またわが国船舶の活用につきましても、一段と努力を拂われ、なお製鉄技術の向上と技術的改善による合理化を一層促進され、金融の措置につきましても、万全を期せられたいのであります。また急激なる補給金の削減はこれを避けられて、民営による企業合理化によってカバーされ

ないものであると思います。まだこれが整理が未完了であるということは、はなはだ遺憾であるのであります。しかも過日來の質問による政府の答弁を聞きますと、相當の赤字が出るであろうというやうなことを予想されるのであります。私は今後これらの整理につきましては、政府が十分な努力を傾けて赤字が生じないように、國民の負担とならないように整理して、できるだけすみやかにあらゆる注意を傾け

最も国の援助を仰いで来た企業であるのであります。しかも長きにわたる戦争とその終戦以来の日本の産業の遅々として回復しない状態のもとにおいて、製鉄産業もまたその復興が進まなかつたのであります。ことに他の工業生産に比較したしましても、その生産復興の狀態が非常に遅れておる現実から考えますときに、これを今ただちに一私企業に移して、しかも政府の考へによりますと、これによつて政府

産業形態を確立する上において必要となるところの、他の鉱物資源の開発に対する指導育成ということが、ほとんど顧みられなかつたのであります。従つて現状におきましては、この鉱物資源の増産ということが、いまだ遅々として進まない現状にあるのであります。従つてこの帝國鉱業開発株式会社の持つておる使命というものが、非常に重大であるのであります。それをこの際政府のいわゆる援助という形を一切

以上はなほだ簡單でございますが、日本社会党の態度を明確にいたしました、意見を申し上げた次第であります。

○神田委員長代理　次は有田喜一君。

○有田(喜)委員　私は民主野党派を代表いたしましたして、ただいま上程の廢止二法律案並びに改正三法律案に対しまして、賛成の意を表しますとともに、以下若干強き希望をこの際申し上げたいと思います。

る限度に、漸進的に補給金の削減をはかられ、鉄鋼価格の値上げは極力避けていたきたいのであります。なお共通する問題でありますが、株式の処分に当られましては、国庫に損害を及ぼさないように措置されることはもとよりのこと、証券市場の情勢ともならみ合わされまして、他の必要産業の増資に支障なからしめるように、特段の注意を拂われないのであります。なお一般重要鉱物に対しては、政府はこれら

の開発につき根本的政策を確立されま  
して、鉱物資源の開発助成に遺憾なき  
を期していただきたいのであります。  
技術面による試験的措置並びに技術面  
による合理化に格段の努力を拂われ、  
特に銅その他の有効需要の喚起に内外  
を通じて格段の努力を拂われまして、  
最近起らんとするところの中小鉱山の  
閉鎖を招来するがごときことなきよ  
う、労働不安あるいは社会不安を生ぜ  
しめないように、格段の注意を拂われ  
たいのであります。

以上簡単であります、ここに嚴  
重なる注意を喚起し、強き要望を披瀝  
いたしまして、私の賛成討論といたし  
たいと思います。

○神田委員長代理 次は川上貫一君。

○川上委員 私は日本共産黨を代表し  
たしまして、ただいま上程されてあり  
ます五つの法案のうちで、日本製鉄  
株式会社法の一部を改正する法律案、  
帝國石油株式会社法の一部改正及び帝  
國鋳業株式会社法の一部を改正す  
る法律案に反対の意見を簡単に述べた  
いと思ひます。

まず日本製鉄株式会社法の一部を改  
正する法律案であります、これは一  
見いたしましたところ、ほんの一箇條  
の削除というように見えますけれども、  
その内容は非常に重要なものであ  
つて、日本の鉄鋼業政策の根本的な改  
革であると思ひます。すなわち  
政府のお考えでは、従来国家的な保  
護と助成によりまして、今日になつた  
ところの日本の鉄鋼業を、今回突如と  
して民営に移す。政府出資を引上げ  
る。同時に近き将来、日本製鉄株式會  
社法それ自体をも無條件に廃止する  
というお考えである。これは表面上の理

由はともかくといたしまして、その実  
態は日本の鉄鋼業に対する国家的保護  
と助成の放棄なのであります。その結  
果は必ず当面の日本産業の置かれてお  
ります今の状態から考えまして、日本  
鉄鋼業の自主的發展その独立的存在と  
いうものを失はせる方法であるといふ  
ことは、これは明らかであります。か  
ような政策をとつて参りまするなら  
ば、日本の産業の骨格であるところの  
鉄鋼業は、これは必ずやだん／＼と外  
国依存の稼行方式にまで転落するであ  
らうという危険は、これは言うまでも  
ない。これはやがて日本の独立性を放  
棄する第一歩だと私は思う。ことに日  
本の産業の骨格であるところの鉄鋼業  
に、政府がかような態度をとられると  
いうことは非常に危険である。これが  
われ／＼が反対する第一の理由であり  
ます。

次にこの改正案は日鉄の分割、民  
営、それから外資導入、言いかえま  
すと現内閣の外資導入の受入れ態勢、こ  
れをつくる法律なのであります。巷  
間伝へるところによると、日鉄の広畑  
は吉田総理大臣の側近者の方によつて  
外資にゆだねられる工作が行われてお  
ると言われておるのであります、真  
偽のほどは別といたしまして、そのよ  
うな風説が出るということそれ自体  
が、もう吉田さんならやりそうなこと  
だとみんな思つてゐるからこれは出  
る。(共産黨だけだ)と呼ぶ者ありと  
ころが違ひ。ここに本日時事新報が  
ある。この時事新報をこらんになつて  
もちやんと出ている。ディロン・リー  
ド社によつて民間投資の対象になるも  
のは、只見川及び熊野川開発と開発後  
の電力会社経営、日鉄廣畑製鉄所の分

離独立後における製鉄会社の経営と書  
いてあるのです。これは何も私だけ言  
うておるのではない、輿論である。こ  
ういふことが必ずできるに違ひない。  
現に石油においてはどうか。日本  
石油はその権利の大部分をカルテッ  
クスに譲つてしまつておる。また東亞  
燃料は株式の五二％を外資にゆだねて  
おるのです。さらに太平洋沿岸の製油  
施設は、すべて外資関係の会社によつ  
て再開されようとしておる。さらに加  
うるに日本の石油の販売権はどうであ  
るか。その九〇％までが外資関係の会  
社によつて押えられておるじやありま  
せんか。これが石油産業の実情です。  
しかるに政府は今度は日本鉄鋼業をま  
たこの通りにしようとしておる。これ  
は日本鉄鋼業を石油産業同様の運命に  
陥れ、日本産業の脊髄であるものを外  
国のための産業に転落させる危険の現  
われである、これが私は考える。さきに  
民主自由黨の御賛成の演説を聞いてお  
りますと、本法案は民主自由日本建設  
の一つであると言われましたが、私は  
絶対に反対です。かような政策は民主  
自由日本を打立てる政策ではなくて、  
自由を放棄した植民地日本をつくる政  
策であると思ひます。

第三の反対の理由は、本法案は国家  
財政上の必要という口実のもとに、長  
期間国民の税金によつて盛り立てて来  
ましたところのこの産業を、すなわち  
日鉄やあるいは帝石を内外独占資本に  
くれてやる政策だと思ひます。そんな  
ことは、それは政府株を売却する  
んだ、と言われるでありましようが、  
しかしこの売却は必ず二東三文でやら  
れるに違ひない。現に井華鋳業株の処  
分に當りましたは、大蔵省はその所有

株六十万、持株会社整理委員会の所有  
株八十万をば、一株八十円で売却した  
歴史がある。この時分の時価は、たし  
か二百五十円くらいのものであつたと  
思ひます。これがいつものやり口である。  
ことに今日の証券市場並びに日本経済  
の情勢を考えますならば、さらに今  
日の内閣が独占資本に奉仕することを  
一生懸命やつておられる、これを考え  
るならば、今の政府がこれをやらぬは  
ずはない。これが本案反対の第三の理  
由であります。

第四は、本法案改正は、基礎産業の  
國營という世界的な民主的傾向に、  
まづたく逆行してゐるのであります。  
こゝういふ逆行する政策をとつておるの  
は世界の反動陣營である。たとえばイ  
ギリスにおいては、これはある一部の  
人がこの方向を主張してゐる。フラン  
スにおいてもある一部の人が主張して  
おるのでもありますが、これは世界  
の民主的趨勢にはまづたく逆行する  
ものである。

第五番目には、この重大なる改革、  
すなわち國の鉄鋼業政策の根本的改革  
というやうな時分に於たつて、中国、  
北鮮、ソ同盟の貿易について、全然こ  
れを考慮に入れておられない。これは  
私の独断ではありませぬ。本委員会に  
おける宮崎政務次官の答弁によつて、  
まづたく明らかだ。考へに入れてお  
りませぬといふ答弁をしておられる。な  
かんずくこの中国貿易は今までの  
産業資本家をも含めまして、およそ日  
本の経済について考へる人間ならば、  
万人が万人これを望んでおる。また近  
い将来には必ずこれは実現するものな  
んです。きらおうときらうまいと必ず  
実現します。これは国民の輿論である

ばかりでなく、世界の趨勢である。こ  
れをやらなかつたならば日本は決して  
繁榮もしないし、復興もしない。その  
実現によつてこそ日本の前途は初めて  
明るいのであるが、かような問題を少  
しも考慮に入れないで、目を世界の  
方に向け、この重大な改革を企  
てるということは、これは無責任とい  
うより無見識である。日本の再建を担  
当する資格がないと思ひます。自由黨の方  
も、こゝういふ政府のふんどしばかり  
かつぐでなく、全世界の情勢を少  
しごらんになつた方がほんとうだと思  
ひます。

なおこの帝石の改正案であります  
が、これはわが國のたつた一つの國産  
石油会社である。これは非常に大事な  
のです。しかもこの石油会社が今日外  
油の圧迫によつてひどい目にあつて  
おる。価格の面においても資本の  
面においても、その他一切の面にお  
いて外油の圧迫をこうむる。実に國産石  
油は今日危険な状態に陥る危険があ  
る。こゝういふ場合に、政府はこれをま  
るで野放しにし、野ざらしにいたしま  
して、あとは野となれ山となれといふ  
やうな政策をおとりになるといふこと  
は、まづたく國産石油の放棄であるば  
かりでなしに、國の産業の独立を放棄  
してもかまわぬといふやうな考へられ  
る。これに、われ／＼には考へられ  
るので、絶対に反対せざるを得ない。か  
やうな政策ではなくて、どうしてもこ  
ういふ産業は、社會黨の方からも御主張  
になつたやうに、この基本産業を國營  
化するといふことが、世界の趨勢であ  
るばかりでなしに、日本再建のほん  
と基礎だと思ひます。そうしてその上  
に世界各国との親善互惠、自主的な貿易

と相まつて生産を飛躍的に増大し、国内市場を培養するという政策を打立てまして、人民生活の安定を保障する。これをしなければならぬというのがわれわれの考え方でありまして、この三法案について日本共産党は反対なのであります。

○神田委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

引続き採決いたします。まず産業設備増進法及び交易増進法を廃止する等の法律案、及び帝國燃料興業株式会社法を廃止する法律案について採決いたします。両案は原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。両案は原案の通り可決いたしました。

次に帝國石油株式会社法の一部を改正する法律案、帝國鋳造開業株式会社法の一部を改正する法律案、日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案、以上三案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神田委員長代理 起立多数。よつて三案は可決いたしました。

この際、ただいま審査の終了しました五法律案の委員会報告書作成の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任を願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。委員長に御一任をいただいたものと決します。

○神田委員長代理 この際、委員の異

動についてお知らせいたします。昨十二日、福田篤泰君が委員を辞任せられまして、新たに龍野喜一郎君が委員になられました。以上御報告いたします。

○神田委員長代理 ただいま通商産業大臣より、日英通商協定の件について御報告を申し上げたいとの要望がありますので、これを許します。稲垣通商産業大臣。

○稲垣通商大臣 この機会に昨日四時半に調印されました日英の通商協定の大概について、御報告申し上げます。

これはオーストラリア連邦、セイロン、インド、ニュージーランド、南アフリカ、その植民地代表、これらとそれから片一方は總司令部の代表によりましてサインされたのでありまして、英國側ではリングマン氏がこれにサインし、司令部の側におきましては、總司令部の貿易担当官がこれにサインしたのであります。

その大綱は、期間は本年の七月から明年の六月末日に至るものでありまして、その金額は輸出五千万ポンド、輸入五千万ポンドでありまして、もともと輸出に五千万ポンドを差引きますから、四千五百五十万ポンドということに相なるわけでありまして、そのほかこの地域以外のスターリング地域、先ほど申し上げたものに入っておりませんところの、たとえばビルマでありますとか、パキスタン、そういうような地域を含む貿易予定期は、大体二千七百万ポンドということに相なっております。またその他物資の交換と異なる相

互間の貿易外貿易の予定期は六百万ポンドということに相なっておりますので、総計いたしまして、その総額が一億四千三百万スターリング・ポンド、大体四億ドルということに相なっております。これは昨年の通商協定と比べますと、大体二倍に当つてゐるわけでありまして、なお品種につきましましては、これは大体推定の予定期種でありまして、これに限られるわけではございませんけれども、大体次のようなものを含んでおります。

日本が向うへ輸出いたしますものにつきましては、窯業関係製品、たとえば磁器、ガラスあるいはガラス製品、陶磁器、衛生器具といったようなものであります。それから化学製品、その関係製品、医薬及び保健器具、その医薬及び保健器具の中には化粧用製品も入っております。医療器具も入つております。それから向うへ輸出します食糧といひましては、海産品、農産品、カン詰類が入つております。それから手工工業品、それから機械製品といひましては、電気機械及びそれに對するところのインスツルメント、設備、各種機械、そのインスツルメント、それから繊維機械、運輸機械といったようなものを含んでおります。皮革及びイミテーション、レザー関係の工業用もの、それから輕機械と申しますか、器具と申しますか、そういうもの、及び金具では農業用器具及び機械、アルミ製品、大工用具、通信設備、測定器、計量器、金属工具、金属製品、こういうものを含んでおります。木材及び竹、建築資材、建築材料、木材、木製品、それから金銀製の日常用品、なべ、かまの類であります。

す。金属製品、紙及び関係商品、ゴム製品、それから繊維製品といひましては、綿及び綿製品、苧麻製品、人絹及び人絹製品、生糸、毛糸及び毛糸製品、大体こういったものが輸出の品目の中に入つております。

輸入品目といひましては、穀類では小麦、ライ麦、小麦、化学製品及び関係製品ではカゼインであるとか、レネットでありまして、それからアンモニア、硝酸ソーダ、硫酸アンモニア、天然染料、殺虫剤、ロジウム、コロライドといったようなものが入つております。油脂及びその部品、それから金属鉱といたしまして、その中にはボーキサイトでありまして、あるいはホワイ・ボーキサイト、イルミナイト、あるいは鉄鉱、マンガニン、そういうものが入つております。非金属鉱物では石綿とかアスファルト、黒鉛、カオリン、マグネサイト、マグネシアクリンカー、雲母、石油、塩といったようなものが入つております。繊維原料では綿花、毛あるいはシルク、そういうものがあります。それから植物、動物製品といひましては、にかわ、ゼラチン材料、牛の皮、角、骨粉、ハイドロカッティングといったようなものが入つております。それからゴム及び樹脂、アラビヤゴム、ゴパールゴム、そういうような種類であります。皮革としては水牛皮、雄牛皮、小牛皮の皮、なめし皮その他であります。なおゴムといひましては粗ゴム、カッチャ、パチヤ、ラテックス、くずゴム、そういうようなものが入つております。なめし材料、化学材料、カッチ、ガムピ、ア、こういうようなものが入つており

ます。木材、紙、ラワン材、籐、動物の毛でありますとか、ボタン用具、海綿、そういうようなものが入つております。大体そういうようなものが予定された輸出並びに輸入商品であります。

なお今朝英國の代表リングマン氏が見えまして、こういう協定ができたことは非常にけっこうなことであると云つて、お互いに握手いたしましたのであります。

なおこれは総額を大体予定したとりきめでありまして、われ／＼が向うから輸入するところの数量、金額がこれを上まわりました場合におきましては、その上まわつただけの額はよいけに輸出できる。こういうことであります。

これがわれ／＼の最低目標で、輸出輸入ともにこれに上まわつてできるといふことであります。ただわれわれといひましては、今日せつかく協定ができたのでありますから、これを十分活用いたしまして、なおこの予定以上の輸出輸入額をあげたい。かように考えておりますような次第であります。大体大要御報告申し上げます。

○神田委員長代理 本日はこの程度とし、次回は明二十四日午前十時より理事會、十時半より本委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後零時十三分散會

〔参照〕

産業設備増進法及び交易増進法を廃止する等の法律案（内閣提出）に関する報告書  
帝國石油株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告

書

帝國燃料興業株式會社法を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書  
帝國鈛業開發株式會社法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書  
日本製鐵株式會社法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

衆議院通商産業委員會議録第三回中正誤

頁段行

誤

正

三、一、元 オーナメントの次に左

をいれる

帝國燃料興業株式會社

法を廃止する法律案

頁段行

誤

正

三、一、三

左をいれる

日本製鐵株式會社法の

一部を改正する法律案

帝國燃料興業株式會社法を廃止する法律案

帝國燃料興業株式會社法を廃止する法律

帝國燃料興業株式會社法（昭和十二年法律第五十二号）は、廃止する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十一号中「燃料興業債券」を削る。

日本製鐵株式會社法の一部を改正する法律案

日本製鐵株式會社法の一部を改正する法律

日本製鐵株式會社法（昭和八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

附則

この法律は、公布の日から施行する。